

計量法に基づく  
特定計量証明事業者認定制度（MLAP）  
認定申請等の手引き

（第10版）

平成25年05月29日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター

## — 目 次 —

0. はじめに	6
1. 審査の概要	7
1.1 サンプルの測定について	7
2. 認定申請手続き	8
2.1 認定申請に必要な書類	8
2.2 認定申請の手数料について	9
2.3 認定申請の受付窓口について	10
2.4 認定申請書の記入要領	11
2.5 添付書類の作成要領	14
3. 認定の更新申請手続き	25
4. 変更の届出	26
5. 事業者の地位承継の届出	28
6. 事業の廃止の届出	29
7. 認定証の再交付申請手続き	30
8. 証明事業の実績の報告	30
附則	30
様式集	31
別紙 登録免許税納付届	43

## 0. はじめに

この手引きは、計量法に基づき、大気、水又は土壌中のダイオキシン類等の濃度の計量証明事業(特定計量証明事業という、以下同じ。)を行おうとする者が、次表「認定の区分」に基づき行う認定申請に必要な手続の詳細、認定申請書の提出後に受ける審査の概要、認定取得後の変更届等の手続きについて説明したものです。

なお、認定は、サンプリングから前処理、分析、計量証明書の発行に至るまでの特定計量証明事業の全ての工程を自ら実施できる者がその対象となります。

表 認定の区分

認定の区分		計量の方法
大区分	小区分 (媒体)	
大気	環境大気	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル (平成〇〇年環境省)
	排ガス	JIS K0311(2000)
水又は土壌	環境水	JIS K0312(2000)
	排水	
	土壌	ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル (平成〇〇年環境庁(省))
	底質	ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (平成〇〇年環境庁(省))

(お問い合わせ先)

- 特定計量証明事業者の認定に関することは、  
独立行政法人製品評価技術基盤機構  
認定センター 環境認定課 MLAP担当  
電話 03-3481-1633  
FAX 03-3481-1937  
E-mail mlap@nite.go.jp  
URL <http://www.iajapan.nite.go.jp/mlap/top.html>
- 知的基盤・計量標準・計量証明・校正等に関することは、  
経済産業省産業技術環境局  
知的基盤課  
電話 03-3501-9279  
FAX 03-3501-7851
- 計量証明事業者の登録に関することは、  
各都道府県に設置されている計量検定所等へ。  
連絡先は、都道府県庁にお問い合わせください。

## 1. 審査の概要

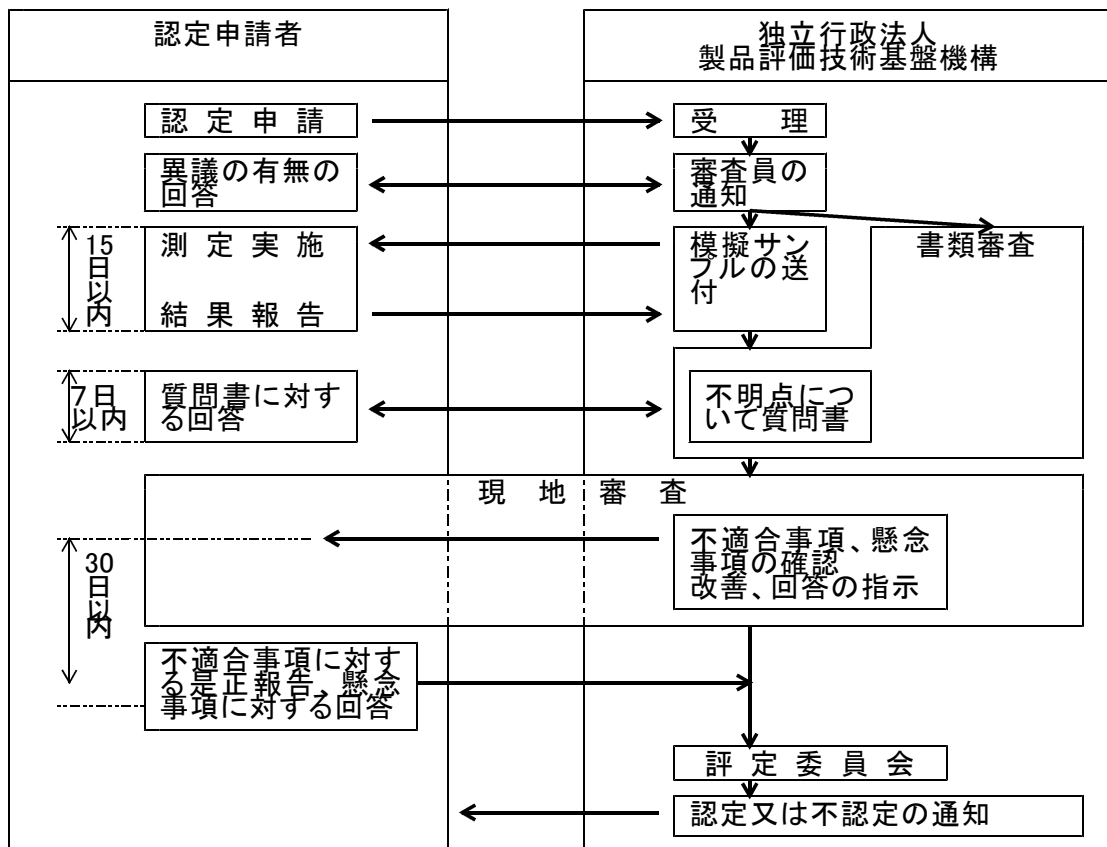
認定申請書を受理した後、下記の概要のとおり書類審査、現地審査等を行い、認定基準への適合性について総合的に評価し、認定又は不認定を決定します。

### 1.1 模擬サンプルの測定について

認定基準は、計量法の規定(①適切な管理組織を有していること②必要な技術的能力を有していること③適切な業務の実施の方法を有していること)を具体化したものとして告示(インターネットホームページ(<http://www.iajapan.nite.go.jp/mlap/top.html>)からダウンロードできます。)されていますが、認定審査において「技術的能力を有していること」を確認する一環として、原則として、製品評価技術基盤機構認定センターより送付する模擬サンプル(以下「サンプル」という。)について、次の事項について注意して測定を行い結果を報告していただきます。詳細はサンプル送付の際にお知らせします。

- ・サンプルが到着した日の翌日から起算して15日以内に測定し、その結果を所定の様式(サンプル送付の際にお渡します。)により報告してください。
- ・測定データは、当該サンプルを測定した装置に保存してください。現地審査の際に確認します。

(認定申請書の受理から認定又は不認定の通知までの概要)



## 2. 認定申請手続き

## 2.1 認定申請に必要な書類

申請に当たっては、次表に示す書類の正本1通と写し2通をご提出いただき、当機構の財務会計部門からお送りする請求書に基づいて、政令で定められた申請手数料(2.2項を参照)を銀行振込していただくこととなります。

書類が不足している場合など形式上の要件を満足しない申請については、申請書類を受理しない場合もあり得ることを予め御了承ください。

また、認定申請をした後、認定又は不認定の通知の日までにやむを得ない理由により申請内容に変更が生じた場合には、製品評価技術基盤機構認定センターにご連絡いただいたうえで、様式集に定める認定申請書訂正願及び訂正した申請書の添付書類の正本1通と写し2通を提出していただくこととなります。

表 申請に必要な書類

計量法施行規則に規定された認定申請書 及びその添付書類		項番 号	申請時事前チェック欄 (申請する際の事前の確認に使用してください。)
条項	規定された項目		
49条の3	認定申請書(様式63-2)	2.4	<input type="checkbox"/> 認定申請書
1号	【一般社団法人又は一般財団法人】 定款及び登記事項証明書	2.5(1)	<input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書
1号	【一般社団法人又は一般財団法人】 事業計画書	2.5(2)	<input type="checkbox"/> 申請の日を含む年度における事業計画書 <input type="checkbox"/> その翌事業年度における事業計画書
2号	【一般社団法人又は一般財団法人以外 の者】事業概況書	2.5(3)	<input type="checkbox"/> 事業概況書
3号	特定計量証明の事業の実施の方法 を定めた書類	2.5(4)	<input type="checkbox"/> 特定計量証明事業に係る文書目録 (品質文書一覧表) <input type="checkbox"/> 特定計量証明事業に係る品質マニュアル <sup>注1)</sup> (いかなる名称でも良い) <input type="checkbox"/> 特定計量証明事業に係る標準作業手順書 <sup>注2)</sup> (いかなる名称でも良い) <input type="checkbox"/> 特定計量証明事業に係る組織図 <input type="checkbox"/> 計量証明書の様式
4号のイ	認定の対象となる事業の実績	2.5(5)	<input type="checkbox"/> 認定の対象となる事業の実績(過去3年分) <sup>注3)</sup>
4号のロ	特定計量証明事業に従事する者の 氏名及びその略歴	2.5(6)	<input type="checkbox"/> 統括管理者の氏名及びその略歴 <input type="checkbox"/> 計量管理者の氏名及びその略歴 <input type="checkbox"/> 品質管理者の氏名及びその略歴 <input type="checkbox"/> 計量管理者(副)の氏名及びその略歴(設置す る場合)
4号のハ	特定計量証明事業に用いる器具、機 械又は装置の数、性能、所在の場所 及びその所有又は借入れの別	2.5(7)	<input type="checkbox"/> 特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装 置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借 入れの別を示した図表等
4号のニ	特定計量証明事業を行う施設の概 要	2.5(8)	<input type="checkbox"/> 事業所内の配置図 <input type="checkbox"/> 施設における器具、機器及び装置の配置図
4号のホ	特定計量証明事業の公正な実施に 支障を及ぼすおそれのないことを説 明した書面	2.5(9)	<input type="checkbox"/> 特定計量証明事業の公正な実施に支障を及 ぼすおそれのないことを説明した書面
—	事業者向け事前確認チェックリスト	—	<input type="checkbox"/> 計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度 (MLAP)事業者向け事前確認チェックリスト <sup>注4)</sup>

## ・その他

根拠法令	申請時事前チェック欄
登録免許税法	<input type="checkbox"/> 領収証書(新規申請する場合) ※ 認定申請書提出時に登録免許税に係る領収証書を、この手引きの別紙「登録免 許税納付届」に貼付し、提出していただく必要があります。なお、更新の認定には課 税されませんが、更新審査中に認定の有効期限が切れた場合は、新規申請扱いの ため課税対象となります。納付方法、税額等はホームページ( <a href="http://www.iajapan.nite.go.jp/mlap/qa.html">http://www.iajapan.nite.go.jp/mlap/qa.html</a> )の「よくあるお問い合わせ」を参照してください。

## 備考

提出していただく特定計量証明事業の実施の方法を定めた書類(品質マニュアル等)から、当該事業所の品質システム等を十分に把握できないときは、関連する文書(品質システムを構成する下位の規程類等)の提出を求める場合があります。

注1) 「品質マニュアル」とは、「品質方針を述べ、組織の品質システムを記述した文書」をいいます。記載内容としては、品質に対する方針と目標、組織体系、主要な就業者の責任と権限、品質管理の各手順、計量(サンプリングを含む。)の方法と手順、品質マニュアル内で引用する文書の目録(品質文書一覧)等を記載します。

實際上、上記の項目を一つの文書にまとめるのは困難であり、また実用的ではありません。品質マニュアルには、各項目の概要を記載し、詳細は下位の文書に規定し、品質マニュアルの中でその文書を引用するのが適当です。

なお、新たに品質マニュアルを作成する事業者の方はその方を対象とした、「特定計量証明事業者に係る品質マニュアル作成の手引き(インターネットホームページ(<http://www.iajapan.nite.go.jp/mlap/top.html>))からダウンロードできます。))」を参考としてください。

注2) 「標準作業手順書(SOP)」とは、「計量を行うに必要な具体的作業手順を記述した文書」をいいます。

なお、日本工業規格は具体的作業手順が規定されていないので、そのまま標準作業手順とすることはできません。

注3) 特定計量証明事業(計量証明書)に係る媒体の実績が存在しない場合は、自らが制定した当該媒体に係る品質システムに従って実施した検証試験等の実績を示してください。(更新申請時に実績が存在しない場合も検証試験等の実績を示してください。)なお、参考資料として試験結果等を提出して頂く場合があります。

注4) 「計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)事業者向け事前確認チェックリスト(インターネットホームページ(<http://www.iajapan.nite.go.jp/mlap/top.html>))からダウンロードできます。))」は、申請前に申請者自らが認定基準への適合を確認するためにご利用いただくものですが、提出していただくことにより円滑な審査の実施に活用することができます。なお、現地審査前までには、申請された事業について内部監査及び実施体制の見直しを実施し、認定基準への全体的な適合を確認されることを推奨します。

## 2.2 認定申請の手数料について

申請手数料は、申請書を受理した後請求書を送付いたしますので、請求書に基づき次の額を銀行振込によって納めていただくことになります。

なお、いったん受理した申請に係る手数料については、いかなる場合も返金できません。

$$\text{申請手数料} = 305,000\text{円} + (96,400\text{円} \times \text{事業区分数})$$

申請手数料早見表

区分数	申請料金
1	401,400円
2	497,800円

備考: 認定を既に取得している事業所が新たな区分を追加する場合は、上記と同様に305,000円と96,400円に区分数を乗じて得た額を合算した額が手数料となります。

なお、認定審査に係る旅費等の費用は上記手数料に含まれています。

### 2.3 申請受付窓口について

申請の受付は、次の申請窓口で行います。

なお、所在地案内については次の申請窓口にお問い合わせいただくか、又はNITEホームページの所在地案内で交通アクセスをご覧ください。

(申請窓口)

認定センター 環境認定課 MLAP担当  
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10  
Tel: 03-3481-1633  
Fax: 03-3481-1937

## 2.4 認定申請書の記入要領

認定申請は、事業所ごとに行ってください。事業所とは、計量管理者が原則として常駐し計量管理を行っている事業所をいいます。

既に認定を取得した事業所が、認定区分を追加申請する場合（例えば、「大気中のダイオキシン類」の区分に加え、「水又は土壌中のダイオキシン類」の区分の追加申請を行う場合）は、新規と同様の認定申請手続きが必要となります。

また、既に認定を取得している認定区分に、新たな媒体を追加する場合（例えば、既に認定を取得した「大気中のダイオキシン類」の区分に「環境大気」が含まれておらず、これを追加する場合）は、新規の申請手続きが必要になります。この場合、申請時に既に取得済みの認定証を添えて提出してください。

なお、新規申請が必要となる媒体は、「0 はじめに」に示した「表 認定の区分」をご確認ください。

認定申請書は、次の要領で記入してください。

### (1) 申請者の名称

申請する事業者の名称及び代表権のある方の氏名を記載してください。

### (2) 認定の有無、認定の年月日及び認定番号

認定の取得の有無を記載してください。

認定を取得している場合は、その認定年月日及び認定番号を記載してください。

### (3) 認定を受けようとする認定の区分

認定区分は、計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）<sup>注4)</sup>の第49条の2に定められています。この省令で定められている区分から、認定を受けようとする区分の名称を転載してください（別名が省令で記載されている物質については別名を用いていただいて構いません）。

また、認定を受けようとする区分における媒体及び、当該媒体に係る計量の方法（公定法）を別紙に記載してください。公定法の一部を変更する方法（準拠法）を用いる場合は、例えば、試験規格番号の後に「準拠」などを付して、区別してください。なお、「公定法」と「準拠法」を併用するときは、「公定法」と「準拠法」を併記してください。

注4) 計量法施行規則は、独立行政法人製品評価技術基盤機構のインターネットホームページ（<http://www.iajapan.nite.go.jp/mlap/top.html>）からダウンロードできます。

### (4) 認定を受けようとする事業所の名称及び所在地

事業所の名称及び所在地を記入してください。



記入例

特定計量証明事業認定申請書

平成〇年〇月〇日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住 所 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1  
名 称 株式会社 ナイトウ  
代表者の氏名 代表取締役社長 認定 進

計量法第121条の2の認定を受けたいので、同条の規定により、次のとおり申請します。

1. 認定の有無、認定の年月日及び認定番号  
無
2. 認定を受けようとする認定の区分
  - 1) 大気中のダイオキシン類
  - 2) 水又は土壌中のダイオキシン類認定を受けようとする区分の詳細は別紙のとおり。
3. 認定を受けようとする事業所の名称及び所在地  
事業所の名称 株式会社ナイトウ 渋谷分析センター  
所在地 東京都渋谷区西原2-49-10

注) 工程の一部を上記の事業所の所在地以外の施設等で行う場合は、2.5項(4)の④「申請に係る組織図」において明記してください。

用紙の大きさは日本工業規格A4で作成してください。

## 別紙

事業所の名称 :

事業所の責任者氏名 :

印又はサイン

認定を受けようとする区分の詳細は次のとおりです。

## 1) 大気中のダイオキシン類

媒体	計量の方法	計量方法の一部変更の概要
環境大気	ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル(平成〇〇年環境省)	変更はない
排ガス	JIS K 0311(〇〇〇〇)	変更はない

## 2) 水又は土壌中のダイオキシン類

媒体	計量の方法	計量方法の一部変更の概要
環境水	JIS K 0312(〇〇〇〇)	攪拌抽出法による抽出
排水		
土壌	①ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成〇〇年環境省) ②ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル(平成〇〇年環境省)準拠	高速溶媒抽出装置による抽出 (高濃度試料のみ適用)
底質	①ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成〇〇年環境省) ②ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成〇〇年環境省)準拠	高速溶媒抽出装置による抽出 (高濃度試料のみ適用)

## 2.5 添付書類の作成要領

添付書類は次の要領で作成してください。用紙の大きさは、原則として日本工業規格A4で作成し、各書類の表紙(先頭頁)又は各書類を仕切るときの用紙には文書名(略称可)又は文書番号を記載したインデックス(折込み索引)を付すとともに、目次及びページ数を付してドッチファイル等の丈夫な物に綴じ込んでください。

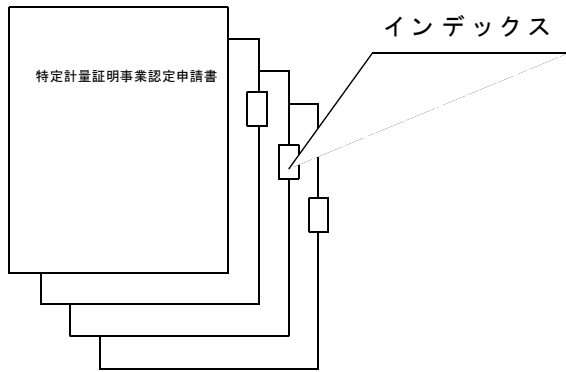


図 インデックスの付け方

### 【一般社団法人又は一般財団法人の場合】

#### (1) 定款及び登記事項証明書

定款については写しを、登記事項証明書については原本を提出してください。

#### (2) 事業計画書

申請日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書を提出してください。翌事業年度分のものについては、作成未了の場合などやむを得ない場合は省略していただいても結構です。

### 【一般社団法人又は一般財団法人以外の場合】

#### (3) 事業概況書

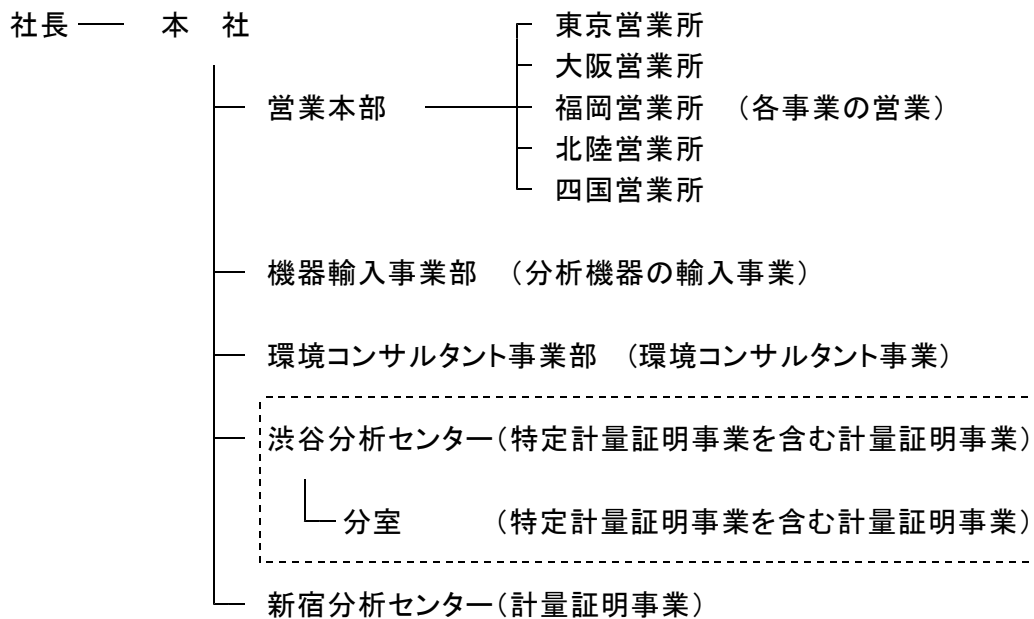
次の事項を記載した事業概況書を作成してください。

- ① 会社名又は団体名若しくは代表者名及び所在地
- ② 計量証明事業を行う事業所の名称及び所在地
- ③ 資本金(法人の場合)
- ④ 総従業員(総職員)数、計量証明事業の従事者(職員)数及び申請に係る特定計量証明事業の従事者(職員)数
- ⑤ 事業の種類及び内容
- ⑥ 年間売上額
- ⑦ 計量証明事業以外の事業がある場合は全体組織体系

## 記入例

【事業概況書】	
会社名又は団体名若しくは代表者名及び所在地	株式会社ナイトウ 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1 電話 03-3501-1688
計量証明事業を行う事業所の名称及び所在地	株式会社ナイトウ 渋谷分析センター 〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10 電話 03-3481-1633
資本金(法人の場合)	220,000千円 (平成22年3月現在)
総従業員(総職員)数、計量証明事業の従事者(職員)数及び申請に係る特定計量証明事業の従事者(職員)数	総従業員数 80名(臨時職員含む) うち計量証明事業 50名(臨時職員含む) うち特定計量証明事業 17名(臨時職員含む)
事業の種類及び内容	濃度、音圧レベル、騒音レベルの計量証明事業、 環境コンサルタント事業及び分析機器の輸入販売
年間売上額	平成22年度 約3,567,000千円 うち申請に係る事業 約189,000千円
計量証明事業以外の事業がある場合は全体組織体系	別紙のとおり

## 別紙 全体組織体系



----- は、申請対象を示す。

## (4) 特定計量証明事業の実施の方法を定めた書類

## ① 文書目録(品質文書一覧表)

申請に係る特定計量証明事業の実施のための品質マニュアル(いかなる名称でもよい。)、標準作業手順書(いかなる名称でもよい。)等の品質文書の一覧表を作成してください。

## 記入例

【文書目録】	
文書番号	文 書 名
QM-002-第1版	品質マニュアル
R-001-第1版	経営者による見直し規定
R-002-第1版	内部監査規定
R-003-第1版	苦情処理規定
R-004-第1版	是正処置規定
R-005-第1版	品質文書管理規定
R-006-第1版	計量証明書発行及び標章管理規定
R-007-第1版	施設管理規定
R-008-第1版	設備管理規定
R-009-第1版	標準物質等管理規定
R-010-第1版	教育訓練規定
SOP-001-第1版	○○○○○○標準作業手順書
SOP-002-第1版	* * * * *標準作業手順書
SOP-003-第1版	◇◇◇◇◇標準作業手順書

## ② 品質マニュアル

申請に係る品質マニュアル(いかなる名称でもよい。)のコピー(両面コピーを推奨します。)を提出してください。

## ③ 標準作業手順書

申請に係る標準作業手順書(いかなる名称でもよい。)のコピー(両面コピーを推奨します。)を提出してください。

## ④ 申請に係る組織図

申請に係る特定計量証明事業の責任体制を明記した組織体系を図示してください。

この際、この項(6)で記入する、統括管理者、計量管理者及び品質管理者の組織における位置づけ、並びに統括管理者の代行者及び品質管理者の代行者の組織における位置づけを必ず明記(個人名も記入)してください。なお、計量管理者の代行者(計量管理者(副))を設置する場合には、同様に個人名を明記してください。

また、認定申請の対象範囲を明確にするために該当する範囲を点線で囲んでください。

加えて、本申請に関する連絡先(担当者、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレスなど)を必ず記入してください。

なお、工程の一部を事業所の所在地以外の施設等で実施する場合は、組織図に明記すると共に、施設等の名称、所在地及び実施する工程を記入ください。事業所の所在地以外の施設等で工程の一部を実施しない場合は、「なし」と記載してください。

## 記 入 例

【事業所の組織図】

1) 事業所の組織図

```

graph TD
    Director[渋谷分析センター  
所長 関 任取] --- GA[総務部]
    Director --- Analysis[分析部]
    GA --- GA_Sec[総務課  
会計課]
    Analysis --- Chief[部長 基準 守  
(統括管理者)]
    Analysis --- Deputy[次長 規格 厳  
(統括管理者代行)]
    Analysis --- Planning[計画課  
課長 品質 一番  
(品質管理者)]
    Analysis --- Deputy_Planning[課長代理 品管 実行  
(品質管理者代行)]
    Analysis --- Analysis1[分析第一課  
課長 分析 一郎  
(計量管理者)]
    Analysis --- Deputy_Analysis1[主査 分析 次郎  
(計量管理者(副))]
    Analysis --- Branch[渋谷分析センター分室]
    Analysis --- Analysis2[分析第二課]
  
```

注1) 点線は、申請対象であることを示す。  
注2) 品質システム中の主要職務を( )内に示す。

2) 事業所の所在地以外の場所で工程の一部を実施する施設等  
施設等の名称 渋谷分析センター分室  
所在地 東京都渋谷区西原2-49-00  
実施する工程 前処理  
(事業所以外で工程の一部を実施する施設等が存在しない場合は、「なし」と記載してください。)

3) 申請に係る連絡先  
担当者氏名: 分析第一課 課長(計量管理者) 分析 一郎  
TEL: 03-3481-1633  
FAX: 03-3481-1937  
E-mail: mlap@nite.go.jp

## ⑤ 計量証明書の様式又はその案

現在発行している又は認定後に発行する計量証明書の様式又はその案を提出してください。

## (5) 認定の対象となる事業の実績

過去3年間の認定の対象となる事業等の実績を記載してください。

## 記入例

## 【認定の対象となる事業の実績】

		証 明 件 数		
		平成22年4月～ 平成23年3月	平成23年4月～ 平成24年3月	平成24年4月～ 平成25年3月
大気中のダイオキシン類	環境大気	30	35	20
	排ガス	50	45	40
水又は土壌中のダイオキシン類	環境水	20	20	25
	排水	40	45	45
	土壌	10	5	10
	底質	0	0	0

## 【その他の実績】

※上記の「認定の対象となる事業の実績」が存在しない媒体がある場合(上記の例では「底質」)は、次の1. 及び2. の例を参考とし、当該媒体に係る検証試験の実績を必ず示してください。

なお、検証試験とは、次の2点を言います。

- ①申請者が制定した当該媒体に係る品質システムの実効性の確認のための試験  
(下記の例では、品質システムの検証が該当します。)
- ②当該媒体について、適正に計量を実施できることを確認するための試験  
(下記の例では、クロスチェック、認証値との比較、技能試験が該当します。)

## 例1. 制定した品質システム及び、技能の検証試験

年 度	媒体名	試 料 名	試 験 内 容	実 績
H24年度	底質	〇〇河川底質	クロスチェック	3検体
		環境組成標準物質	認証値との比較	2種類
		〇〇河川底質	品質システムの検証	3検体

## 例 2. 技能試験の実績

平成24年度 日本分析化学会主催技能試験 ばいじん  
 平成24年度 環境省統一精度管理調査 土壌

(6) 特定計量証明事業に従事する者の氏名及びその略歴

統括管理者、品質管理者、計量管理者の氏名、職名及び略歴を記入してください。

略歴については、計量管理者にあつては環境計量士の資格を取得した年月日及び当該物質の濃度に関する実務に従事した期間を明確に記載してください。また、品質管理者にあつては品質管理の実務に従事した経験がある場合には必ず記入ください。

計量管理者が不在の場合、当該権限及び責任を代行する者(計量管理者(副))を置く場合は、その氏名及び略歴も必ず記載してください。なお、計量管理者(副)は、計量管理者と同様に環境計量士(濃度関係)であつて、1年(独立行政法人産業技術総合研究所の計量管理講習を受講した場合は6ヶ月)以上のダイオキシン類の計量に係る実務経験<sup>(注)</sup>を有する者でなければなりません。

(注)実務経験とは、ダイオキシン類の計量証明を行った実際の分析に直接関わった経験で、計量法対象媒体ごとに全ての工程(サンプリング、前処理、GC/MS 測定、定量結果の確認)の操作等を行ったものを言う。これらの操作等を行った日数を積算し、1年又は6ヶ月以上になればよい。ただし、GC/MS 測定及び定量結果の確認の2工程については、媒体間で操作等に相違が無いものと見なせることから、いずれかの媒体で2工程の操作等を行っていただければよい。

記入例

【特定計量証明事業に従事する者の氏名及びその略歴】	
<b>統括管理者</b>	
氏名	基準 守
職名	分析事業部 部長
略歴	S44～47年 渋谷分析センター分析部分分析第1課(濃度計量証明事業に従事) S47～49年 関連大学理学部分析化学科において研修 S49～58年 渋谷分析センター分析部分分析第1課係長(濃度計量証明事業に従事) S50年 環境計量士(濃度)の資格取得 S58～63年 渋谷分析センター分析部分分析第1課課長(濃度計量証明事業に従事) H元～4年 新宿分析センター分析課課長(濃度計量証明事業に従事) H4～12年 渋谷分析センター分析部次長 H13年～ 現在に至る。
<b>計量管理者</b>	
氏名	分析 一郎
職名	分析事業部 分析第一課 課長
略歴	S46年～49年 渋谷分析センター分析部分分析第1課(濃度計量証明事業に従事) S49年～52年 分析研究所へ出向(分析化学の研究に従事) S52年〇月〇日 環境計量士(濃度)の資格取得 S52年～58年 渋谷分析センター分析部分分析第1課係長(濃度計量証明事業に従事) S58年～60年 米国 NAITO 大学大学院留学 S60年～H6年 渋谷分析センター分析部分分析第1課課長補佐(濃度計量証明事業に従事、H2年からダイオキシン類の計量に従事) H7年～ 現在に至る。(ダイオキシン類の計量に従事)
<b>品質管理者</b>	
氏名	品質 一番
職名	分析事業部 計画課 課長
略歴	S50～54年 機器輸入事業部営業課 S54～60年 機器輸入事業部品質管理課(分析機器の品質管理に従事) S60～63年 渋谷分析センター総務部総務課 S63～H5年 渋谷分析センター総務部総務課係長 H5～8年 ナイトテクノ品質管理部出向(ISO9000の品質管理に従事)



	H 8～11年 渋谷分析センター分析部計画課課長補佐(ISO9000の品質管理に従事) H12年～ 現在に至る。(ISO9000の品質管理に従事)
	計量管理者の代行者(計量管理者(副))
氏名	分析 次郎
職名	分析事業部 分析第一課 主査
略歴	H 2年～13年 渋谷分析センター分析部分析第1課(濃度計量証明事業に従事) H10年〇月〇日 環境計量士(濃度)の資格取得 H13年4月～H17年〇月現在 ダイオキシン類の分析に従事

## (7) 特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を示した一覧

認定を申請する特定計量証明事業を実施するために使用する分析機器、標準物質等について一覧表を作成してください。

この場合、申請対象事業には用いない機器等については記入しないでください。また消耗品、一般的な試薬、事務機器等についての記入は不要です。

「製造番号」欄には、装置等の製造番号(ロット番号)を記入してください。装置等に製造番号がない場合は、当該機器等を特定することができる管理番号を記入してください。標準物質については製造番号の記入は不要です。

「数量」欄には、該当機器等の数量を記入してください。標準物質については記入不要です。

「性能」欄には、当該機器等の測定範囲、精度等の性能を記入してください。

「所在の場所」欄には、当該機器等が設備されている分析室の名称を記入してください。

「所有」欄には、当該機器等を所有している場合は「所有」と、借り入れている場合は「借入」と記入してください。また、機器等を共用する場合は、共用者の氏名又は名称及び住所を記入してください。

「図中」欄には、(8)②「分析室等の機器の配置図」に番号を示すとともに、機器の設置場所に対応する番号を記入してください。

## 記入例

【特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別】									
名称	構成	製造者名	型式	製造番号	数量	性能	所在の場所	所有	図中
高分解能 GC-MS	GC部	株〇〇	MS-700	01121	1	スプリットレス方式 カラム温度 50~350°C 昇温プログラム機能	GC-MS分析室	所有	①
	MS部					二重収束方式 分解能 10,000以上			
標準物質	標準液	株〇〇	〇〇〇	—	—	ダイオキシン検量線用	GC-MS分析室	所有	②
		株〇〇	〇〇〇	—	—	ダイオキシンサンプリングスパイク用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	ダイオキシンシリジンスパイク用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	ダイオキシンクリーナップスパイク用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	コプラナー PCB 検量線用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	コプラナー PCB サンプリングスパイク用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	コプラナー PCB シリジンスパイク用			
		株〇〇	〇〇〇	—	—	コプラナー PCB クリーナップスパイク用			

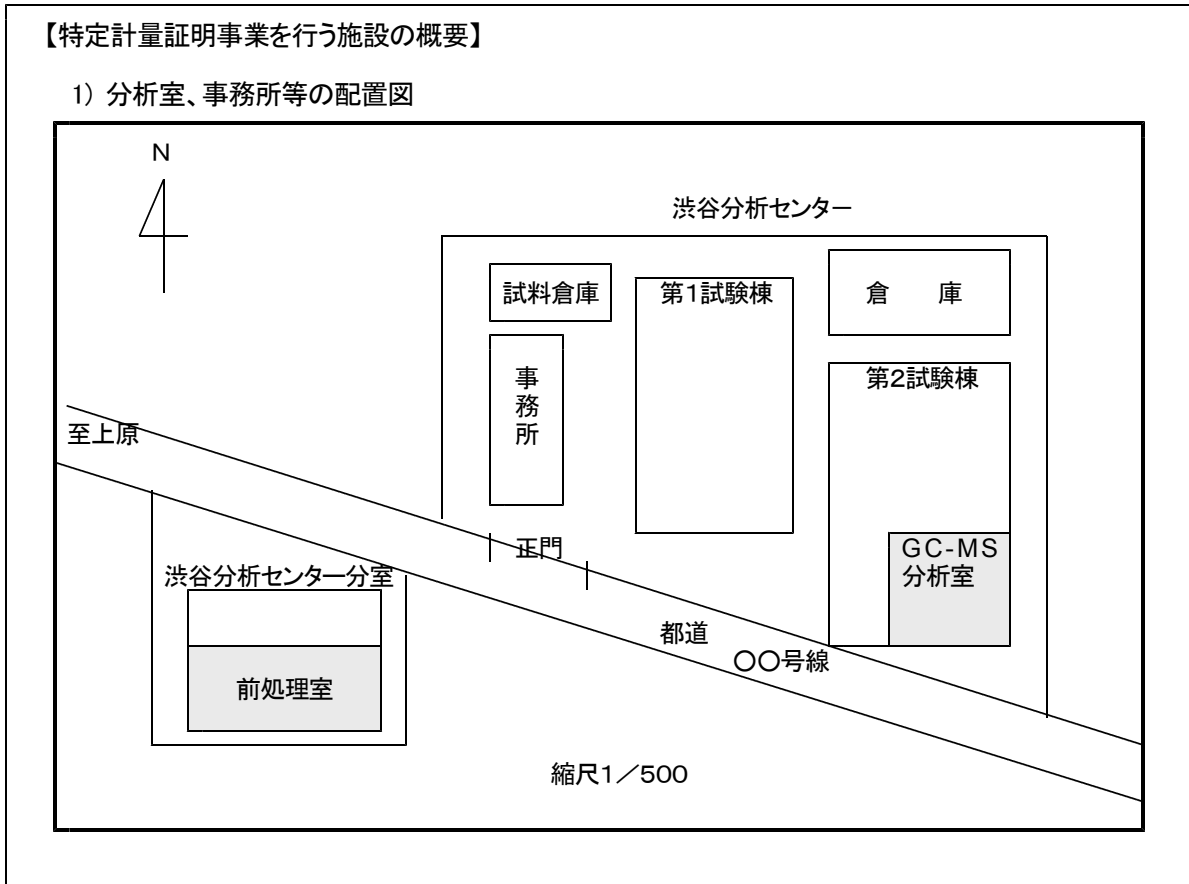
	酸素標準ガス	株〇〇	〇〇〇	—	—	JCSS値付け品	倉庫		③
電子天びん		株〇〇	〇〇〇	〇〇	1	ひょう量 210g 感度 0.1mg	GC-MS分析室	所有	④
排ガスサンプリング装置	流速計	株〇〇	〇〇〇	〇〇	1	ピトー管式	倉庫	所有	⑤
	マノメーター	株〇〇	〇〇〇	〇〇	1	傾斜型			
	ガスメーター	株〇〇	〇〇〇	〇〇	1	湿式 使用最大流量 1,500リットル/時間			
	吸引装置	株〇〇	〇〇〇	〇〇	1	ダイヤフラムポンプ式 最大50リットル/分			
	温度計	株〇〇	〇〇〇	〇〇	1	熱電対、目量1℃、 測定範囲 -100～1,300℃			
	酸素濃度計	株〇〇	〇〇〇	〇〇	1	ジルコニア式 測定範囲 0～25%			
環境大気サンプリング装置	ハイボリュームエアサンプラー	株〇〇	〇〇〇	〇〇	1	ダイオキシン採取対応型、流量調整機能付き、24時間以上連続運転可能	倉庫	借入	⑥
水試料サンプリング装置	バケツ	—	—	—	3	ステンレス製 6リットル	倉庫	所有	⑦
	ひしゃく	—	—	—	3	ステンレス製			
底質サンプリング装置	採泥器	株〇〇	〇〇〇	〇〇	3	エックマンパージ型	倉庫	所有	⑧
土壌サンプリング装置	採土器	株〇〇	〇〇〇	—	3	5cm、30cm共用	倉庫	所有	⑧
排ガス処理装置	分析施設用	株〇〇	〇〇〇	〇〇 〇〇	2	活性炭処理	GC-MS分析室及び分室	所有	⑨
	ドラフト	株〇〇	〇〇〇	〇〇 〇〇	2	活性炭処理	GC-MS分析室及び分室	所有	⑩
排水処理装置		株〇〇	〇〇〇	〇〇	1	活性炭処理 中和処理	GC-MS分析室及び分室	所有	⑪
純水製造装置		株〇〇	〇〇〇	〇〇	1	蒸留後イオン交換する方式	GC-MS分析室	所有	⑫

## (8) 特定計量証明事業を行う施設の概要

## ① 事業所の配置図

特定計量証明事業を行う部屋を含む敷地内の建屋の配置状況を図示してください。

## 記入例



## ② 分析室等の機器の配置図

特定計量証明事業を行う部屋の機器配置状況の概要を図示してください。  
 この際、配置図中の装置番号は、前項(7)の装置の一覧の「図中」欄の番号と対応する  
 ようにしてください。

## 記入例

2) 分析室等の機器の配置図

室名	GC-MS分析室 (第2試験棟1階)
室名	前処理室
~~~~~	
~~~~~	

## (9) 特定計量証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことを説明した書面

基本的には、申請者自らが自社の方針、組織等の実態を踏まえて、品質マニュアル等に  
 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこととして具体的に規定している内容に  
 ついて、その部分を引用して作成するものです。

例えば、他部門からの圧力などによって計量証明事業が悪影響を受けないこと、依頼者  
 に対する差別なく事業を実施すること、等について具体的に規定している内容を書面に記  
 載してください。

## 3. 認定の更新申請手続き

認定の更新申請手続きは、「特定計量証明事業の認定の更新申請書」を用いる以外は、認定申請手続きと同様に行ってください（申請書の訂正を行う場合には、様式集に定める認定更新申請書訂正願を提出ください）。また、更新の手数料は、認定申請の手数料と同じ金額です。

なお、更新申請は、認定の有効期限の6ヶ月前から行うことができますが、受付から認定等の決定が行われるまで概ね4ヶ月以上の期間<sup>(注)</sup>を要することから、遅くとも5ヶ月前までに申請してください。

(注) 標準処理期間(100日)と、審査中に申請者が行うべき作業(質問書の回答、不適合事項の改善等)期間を合算した期間です。申請者が行うべき作業期間は概ね40日程度ですが、これを大きく超える場合もあります。

## 記入例

特定計量証明事業の認定の更新申請書	
平成〇年〇月〇日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿	
住所	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
名称	株式会社 ナイトウ
代表者の氏名	代表取締役社長 認定 進
計量法第121条の4第2項において準用する第121条の2の認定の更新を受けたいので、第121条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。	
1. 認定の更新を受けようとする認定の区分	
1) 大気中のダイオキシン類	
2) 水又は土壌中のダイオキシン類	
認定の更新を受けようとする区分の詳細は別紙のとおり。	
(別紙の記入例は、2.4 認定申請書の記入要領を参照してください。)	
2. 認定の年月日及び認定番号	
認定年月日	平成〇年〇月〇日
認定番号	N-〇〇〇〇-〇〇
3. 認定の更新を受けようとする事業所の名称及び所在地	
事業所の名称	株式会社ナイトウ 渋谷分析センター
所在地	東京都渋谷区西原2-49-10

認定の年月日は最新のもの(申請時に有効なもの)を記入してください。

注) 工程の一部を上記の事業所の所在地以外の施設等で行う場合は、2.5項(4)の④「申請に係る組織図」において明記してください。

用紙の大きさは日本工業規格A4で作成してください。

#### 4. 変更の届出

認定後、事業者若しくは事業所の名称及び申請時に提出した書類等の内容に変更があった場合は、計量法施行規則第49条の6の規定に基づき、遅滞なく(原則、30日以内)認定申請書記載事項変更届(以下「変更届」という)を正本1部作成し、押印の上、認定センターMLAP室あて提出してください。また、変更に伴い、認定証の記載事項に変更がある場合は、変更届に認定証を添えて提出してください。

なお、申請時に提出して頂いた文書は、変更のあった文書に差し替えますので、改訂した品質文書等を提出してください。提出して頂く文書は変更部分だけでなく、全ての頁を提出してください。(例えば、品質マニュアルの7頁目を変更した場合であっても、それ以外の頁を含め全頁を提出する。)

(注1) GC/MSの使用に必要な施設とともに、GC/MSの所在の場所を変更する場合は、再認定になります。

(注2) 変更内容を確認するため、事業所等へ調査に行く場合があります。

#### 変更の届出の対象となる事項

<input type="checkbox"/> 事業者若しくは事業所の名称
特定計量証明の事業の実施の方法を定めた書類(施行規則第49条の3第3号関係) <input type="checkbox"/> 特定計量証明事業に係る文書目録(品質文書一覧) <input type="checkbox"/> 特定計量証明事業に係る品質マニュアル <input type="checkbox"/> 特定計量証明事業に係る標準作業手順書 <input type="checkbox"/> 特定計量証明事業に係る組織図 <input type="checkbox"/> 計量証明書の様式
特定計量証明事業に従事する者の氏名及びその略歴(施行規則第49条の3第4号のロ関係) <input type="checkbox"/> 統括管理者の氏名 <input type="checkbox"/> 計量管理者の氏名 <input type="checkbox"/> 品質管理者の氏名 <input type="checkbox"/> 計量管理者の代行者(計量管理者(副))の氏名
<input type="checkbox"/> 特定計量証明事業に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を示した図表等(施行規則第49条の3第4号のハ関係)
特定計量証明事業を行う施設の概要(施行規則第49条の3第4号の二関係) <input type="checkbox"/> 事業所内の配置図 <input type="checkbox"/> 施設における器具、機器及び装置の配置図

記入例

認定申請書記載事項変更届

平成〇年〇月〇日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住 所 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1  
名 称 株式会社 ナイトウ  
代表者の氏名 代表取締役社長 認定 進 印

次のとおり、変更があったので、計量法施行規則第49条の6第1項の規定により、届け出ます。

1. 変更のあった事項に係る認定の区分及び認定番号

1)認定の区分

大気中のダイオキシン類

水又は土壌中のダイオキシン類

2)認定番号 N-〇〇〇〇-〇〇

2. 変更のあった事項に係る事業所の名称及び所在地

事業所の名称 株式会社ナイトウ 渋谷分析センター

所在地 東京都渋谷区西原2-49-10

3. 変更のあった事項

変更対象文書及び、変更内容等の詳細は別添のとおり。

(別添は、新旧対照表を作成するなどにより、版数、変更箇所及び変更内容を第三者が容易に理解できる資料としてください。)

4. 変更の事由

見直しによる改訂

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4で作成してください。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は必ず本人が自署するものでなければなりません。



## 5. 事業者の地位の承継の届出

特定計量証明事業の全部の譲渡又は、相続、合併、若しくは分割(事業の全部を承継する場合に限る。)により特定計量証明事業者の地位を承継した場合は、認定申請書記載事項変更届に承継の事実を証する書面及び、登記事項証明書等を添付し、認定証とともに提出してください。

## 記入例

認定申請書記載事項変更届											
		平成〇年〇月〇日									
独立行政法人製品評価技術基盤機構											
理事長 殿											
(※ MLAP 事業を承継した事業者について記入してください)											
住所	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1										
名称	株式会社 製品評価										
代表者の氏名	代表取締役社長 認定 進 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>										
<p>次のとおり、変更があったので、計量法施行規則第49条の6第1項(第49条の10第1項)の規定により、届け出ます。</p> <p>1. 変更のあった事項に係る認定の区分及び認定番号</p> <p>1) 認定の区分</p> <p style="padding-left: 20px;">大気中のダイオキシン類</p> <p style="padding-left: 20px;">水又は土壌中のダイオキシン類</p> <p>2) 認定番号 N-〇〇〇〇-〇〇</p> <p>2. 変更のあった事項に係る事業所の名称及び所在地</p> <p>事業所の名称 株式会社製品評価 渋谷分析センター</p> <p>所在地 東京都渋谷区西原2-49-10</p> <p>3. 変更のあった事項</p> <p>事業者及び事業所の名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 45%;">事業者の名称</th> <th style="width: 45%;">事業所の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>株式会社ナイトウ</td> <td>株式会社ナイトウ 渋谷分析センター</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>株式会社製品評価</td> <td>株式会社製品評価 渋谷分析センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 変更の事由</p> <p style="padding-left: 20px;">会社分割による特定計量証明事業者の地位の承継</p>				事業者の名称	事業所の名称	変更前	株式会社ナイトウ	株式会社ナイトウ 渋谷分析センター	変更後	株式会社製品評価	株式会社製品評価 渋谷分析センター
	事業者の名称	事業所の名称									
変更前	株式会社ナイトウ	株式会社ナイトウ 渋谷分析センター									
変更後	株式会社製品評価	株式会社製品評価 渋谷分析センター									

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4で作成してください。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は必ず本人が自署するものでなければなりません。

## 6. 特定計量証明事業の廃止の届出

認定特定計量証明事業者は特定計量証明事業を廃止した場合は、事業廃止届を提出してください。

また、認定証を経済産業省知的基盤課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1)あてに返却してください。その際、上記「事業廃止届」の写しを同封されることをお勧めします。

## 記入例

<b>事業廃止届</b>	
平成〇年〇月〇日	
<p>独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長 殿</p>	
住所	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
名称	株式会社 ナイトウ
代表者の氏名	代表取締役社長 認定 進 <input type="checkbox"/>
<p>下記の特定計量証明事業は、年 月 日に廃止したので計量法第121条の6において準用する第65条の規定により、届け出ます。</p>	
1. 認定の年月日、認定番号及び認定の区分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; color: red; font-size: small;">           認定の年月日は最新のもの(認定が有効なもの)を記入してください。         </div>
認定年月日 :	平成〇〇年〇月〇日
認定番号 :	N-〇〇〇〇-〇〇
認定の区分 :	大気中のダイオキシン類 水又は土壌中のダイオキシン類
2. 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所	株式会社ナイトウ 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1
3. 事業所の所在地	株式会社ナイトウ 渋谷分析センター 東京都渋谷区西原2-49-10

1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4で作成してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。この場合において、署名は必ず本人が自署するものでなければなりません。

7. 認定証の再交付申請の手続き

認定証の再交付の申請は、次のとおり行ってください。

- ①認定証を汚し、損じたときは、認定証再交付申請書にその認定証を添えて提出してください。
- ②認定証を失ったときは、認定証再交付申請書にその事実を記載した書面を添えて提出してください。

8. 特定計量証明事業の実績(証明件数)の報告

当該年度終了後、1年間の認定の区分に係る証明件数を30日以内(4月30日まで)に認定特定計量証明事業者報告書により報告してください。

なお、底質の実績は土壌の実績に含めてください。

附則

1. この規程は、平成25年5月29日から施行する。

# 様式集

この様式集には、認定申請等の手続きに必要な様式を掲載しました。

なお、計量法施行規則に基づく様式にあつては、特定計量証明事業者認定制度に係る手続きと他の制度（届出製造事業者等）に係る手続きを同じ様式により共通で使用するよう定められている場合は、この様式中、特定計量証明事業者認定制度に係る手続きに必要な事項のみを残し、他の制度に係る事項を削除しています。

・譲渡譲受証明書	・・・・・・・・・・・・・・・・	施行規則様式第4
・事業承継同意証明書	・・・・・・・・・・・・・・・・	施行規則様式第5
・相続証明書	・・・・・・・・・・・・・・・・	施行規則様式第6
・事業承継証明書	・・・・・・・・・・・・・・・・	施行規則様式第6-2
・事業廃止届	・・・・・・・・・・・・・・・・	施行規則様式第5-9
・特定計量証明事業者認定申請書	・・・・・・・・	施行規則様式第6-3-2
・特定計量証明事業の認定の更新申請書	・	施行規則様式第6-3-3
・認定申請書記載事項変更届	・・・・・・・・	施行規則様式第6-3-4
・認定証再交付申請書	・・・・・・・・	施行規則様式第6-3-5
・認定特定計量証明事業報告書	・・・・・・・・	施行規則様式第9-0-2
・認定（更新）申請書訂正願	・・・・・・・・	（認定（更新）申請中の申請書訂正に係る様式）

## 様式第4（第7条、第13条、第18条、第49条の10関係）

事 業 譲 渡 証 明 書		年 月 日
譲渡者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名）	
譲受者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名）	
上記の者の中で下記の認定に係る事業の全部が 年 月 日に譲渡されたことを証明します。		
記		
1	認定の区分及び認定番号	
2	認定を受けた年月日	
3	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所	
4	事業所の所在地	

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 認定特定計量証明事業者にあつては、第1項として認定の区分及び認定番号を記載すること。

## 様式第5（第7条、第13条、第18条、第49条の10、第92条関係）

事業承継同意証明書		年 月 日
住所 氏名（名称及び代表者の氏名）		
上記の者は、 事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。		
年 月 日		
相続人		
住所		
氏名		
住所		
氏名		
住所		
氏名		
住所		
氏名		

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

## 様式第6（第7条、第13条、第18条、第49条の10、第92条関係）

相 続 証 明 書		年 月 日
住所 氏名（名称及び代表者の氏名）		
上記の者は、	の相続人であり、その認定に係る事業を	年 月 日
に承継したことを証明します。		
年 月 日		
証明者		
住所		
氏名		
住所		
氏名		

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 証明者は、2人以上とし、全員が署名すること。

様式第6の2（第7条、第13条、第18条、第49条の10関係）

<p>事 業 承 継 証 明 書</p>	
<p>年    月    日</p>	
	<p>被承継者 住所 氏名（名称及び代表者の氏名）</p>
	<p>承継者 住所 氏名（名称及び代表者の氏名）</p>
<p>上記の者の中で分割によって下記の認定に係る事業の全部の承継が    年    月    日にあり ましたことを証明します。</p>	
<p>記</p>	
1	認定の区分及び認定番号
2	認定を受けた年月日
3	認定を受けた者の氏名又は名称及び住所
4	事業所の所在地

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 認定特定計量証明事業者にあつては、第1項として認定の区分及び認定番号を記載すること。



様式第59（第34条、第36条、第49条、第49条の10、第81条関係）

事 業 廃 止 届	
年 月 日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿	
住所 氏名（名称及び代表者の氏名）	印
下記の特定制量証明事業は、 年 月 日に廃止したので計量法第121条の6において準用する第65条の規定により、届け出ます。	
記	
1 認定の年月日、認定番号及び認定の区分	
2 認定を受けた者の氏名又は名称及び住所	
3 事業所の所在地	

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 計量証明事業者又は認定特定制量証明事業者にあつては、第1項として事業の区分又は認定の区分を記載すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第63の2（第49条の3関係）

特定計量証明事業認定申請書	
年 月 日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿	
住所 名称 代表者の氏名	
計量法第121条の2の認定を受けたいので、同条の規定により、次のとおり申請します。	
1 認定の有無、認定の年月日及び認定番号	
2 認定を受けようとする認定の区分	
3 認定を受けようとする事業所の名称及び所在地	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 様式第63の3（第49条の4関係）

## 特定計量証明事業の認定の更新申請書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

住所  
名称  
代表者の氏名

計量法第121条の4第2項において準用する第121条の2の認定の更新を受けたいので、  
第121条の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 認定の更新を受けようとする認定の区分
- 2 認定の年月日及び認定番号
- 3 認定の更新を受けようとする事業所の名称及び所在地

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 様式第63の4（第49条の6、第49条の10関係）

認定申請書記載事項変更届		年 月 日
独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿		
届出者	住所 名称 代表者の氏名	印
次のとおり、変更があったので、計量法施行規則第49条の6第1項（第49条の10第1項）の規定により、届け出ます。		
1	変更のあった事項に係る認定の区分及び認定番号	
2	変更のあった事項に係る事業所の名称及び所在地	
3	変更のあった事項	
4	変更の事由	

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 様式第63の5（第49条の8関係）

認定証再交付申請書	
年 月 日	
独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿	
住所 名称 代表者の氏名	印
<p>次のとおり、特定計量証明事業の認定証の再交付を受けたいので、計量法施行規則第49条の8第1項の規定により、認定証（認定証を失った事実を記載した書面）を添えて、申請します。</p>	
1 認定の区分及び認定番号	
2 再交付申請の事由	

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

## 様式第90の2（第96条関係）

## 認定特定計量証明事業者報告書

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿  
 （特定計量証明認定機関）

報告者 住所  
 名称  
 代表者の氏名

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

年度	事業所の名称	事業所の所在地	認定番号	整理番号
認定の区分		証明件数	登録番号	備考
ダイオキシン類	大気			
	水			
	土壌			
クロルデン	大気			
	水			
	土壌			
DDT	大気			
	水			
	土壌			
ヘプタクロル	大気			
	水			
	土壌			

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 登録番号の欄は、計量法第107条の計量証明の事業の登録番号を記入すること。

(認定（更新）申請中の申請書訂正に係る様式)

認定（更新）申請書訂正願

年 月 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
理事長 殿

申請者の住所  
氏名又は名称  
代表者の氏名 印

平成 年 月 日付けで下記1のとおり特定計量証明事業者の認定（更新）申請をしましたが、下記2のとおり変更がありましたので訂正をお願いします。

記

1. 申請内容
  - 1) 申請の区分
  - 2) 認定を受けようとする事業所の名称及び所在地
2. 変更内容
  - 1) 変更事項（新旧を対照して示すこと）
  - 2) 変更事由

- 備考1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合は、署名者は必ず本人が自署するものとする。
- 2 申請書の変更部分について、差し替え書類を文書ごとに一式作成し、添付すること。

別紙 登録免許税納付届

独立行政法人製品評価技術基盤機構 殿

平成 年 月 日

登録免許税納付届

計量法に基づく特定計量証明事業の認定について、登録免許税を納付したので当該納付に係る領収証書を提出します。

- ・領収証書をここに貼付してください。
- ・横向きに貼付してください。

(納付手続き、税額(9万円×認定区分数)等の詳細は、ホームページ(<http://www.iajapan.nite.go.jp/mlap/qa.html>)の「よくあるお問い合わせ」を参照してください。)

.

領  
収  
証  
書



## MLAP 認定申請等の手引き改正のポイント

(平成25年5月29日付け改正のポイント)

- ・0. はじめに 製品評価技術基盤機構の問い合わせ先に「環境認定課 MLAP 担当」を記載。
- ・2.1 認定申請に必要な書類 提出書類の写しの通数を「3通」から「2通」に変更。認定申請書訂正願及び添付書類の通数も正本1通と写し2通と明記。注4の一部変更。
- ・2.3 申請受付窓口について 申請窓口に記載のあった近畿認定事務所及び中部認定事務所を削除。
- ・2.5 添付書類の作成要領 添付書類として提出いただく「品質マニュアル」及び「標準作業手順書」は両面コピーを推奨。
- ・3. 認定の更新申請手続き 申請書の訂正を行う場合、提出が必要な認定申請書訂正願を明記。
- ・その他誤記の修正及び年号表記の更新。